

# 区民の声

— 広聴・相談 1 年の記録 —

No.71

(令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月)



大田区公式PRキャラクター

**はねびよん**

大田区企画経営部広聴広報課

# はじめに

区は、この先の未来に向け、夢や希望を持って、区民の皆様が笑顔で暮らすことができるまちをつくり上げていくための確かな羅針盤として、令和6年3月に新たな大田区基本構想を策定いたしました。新たな基本構想で掲げた将来像である「心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区」の実現に向け取り組んでまいります。

広聴広報課では、区民の声を施策に反映するため、区政参画の機会として、「電話や窓口」、「電子メール」、「区長への手紙」、「区民と区長との懇談会」、「区民意見公募手続(パブリックコメント)」、「大田区政に関する世論調査」、「わたしの提案(区民提案制度)」等、様々な広聴・相談活動を充実させ、区民の声の把握に努めております。

この冊子は、令和5年度のこうした区民の声をまとめたものです。ここにまとめられた意見や要望は、区民が日常生活の中で感じた区政に対する率直な声です。これらの意見や要望を謙虚に受けとめ、区政に活かす仕組みを整え活用してまいります。

令和6年9月 企画経営部 広聴広報課

# 区民の声

No.71

## Index

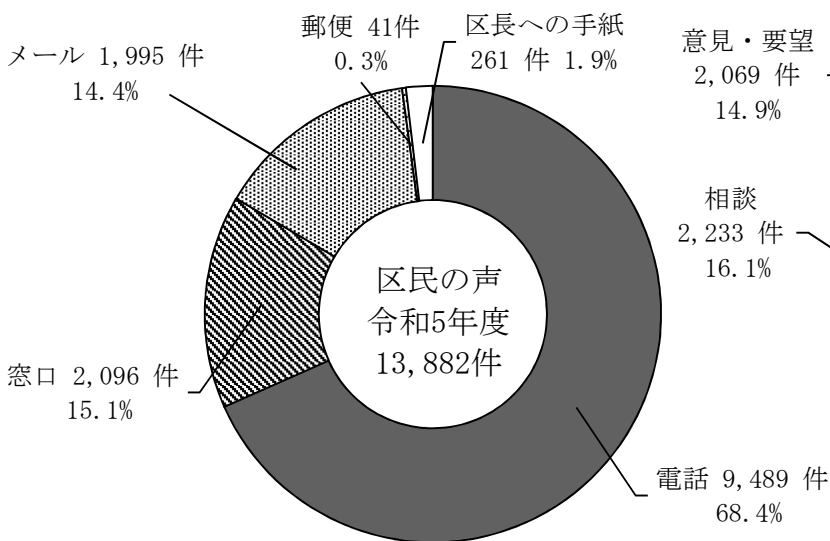
区民の声の流れ	1
受付方法	1
分類方法、処理方法	2
区民の声の分析	3
「新おおた重点プログラム」個別目標別の件数	3
意見・要望の項目別件数	5
意見・要望、問い合わせ 上位5項目の内容	7
相談の内容	8
主な区民の声の要旨	9
I 生涯を健やかに安心していきいきと暮らせるまち	9
II まちの魅力と産業が世界に向けて輝く都市	12
III 地域力と行政の連携がつくる人と地球に優しいまち	15
専門相談	21
区民と区長との懇談会	24
区民意見公募手続(パブリックコメント)	25
大田区政に関する世論調査	27
わたしの提案(区民提案制度)	28
区政情報コーナー	29

# 区民の声の流れ

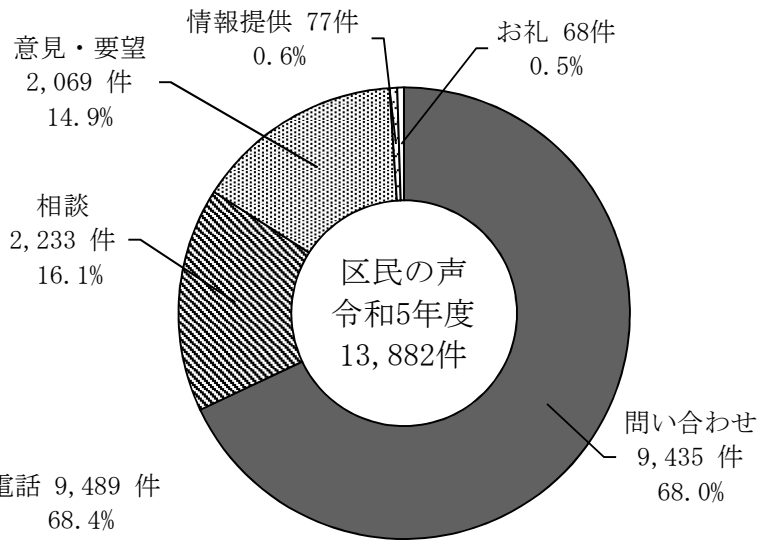
## 受付方法

広聴広報課では、電話、窓口、電子メール、区長への手紙等様々な方法で区民の声を受け付けています。令和5年4月から令和6年3月までの1年間で受け付けた総数は13,882件となりました。

受付方法別内訳

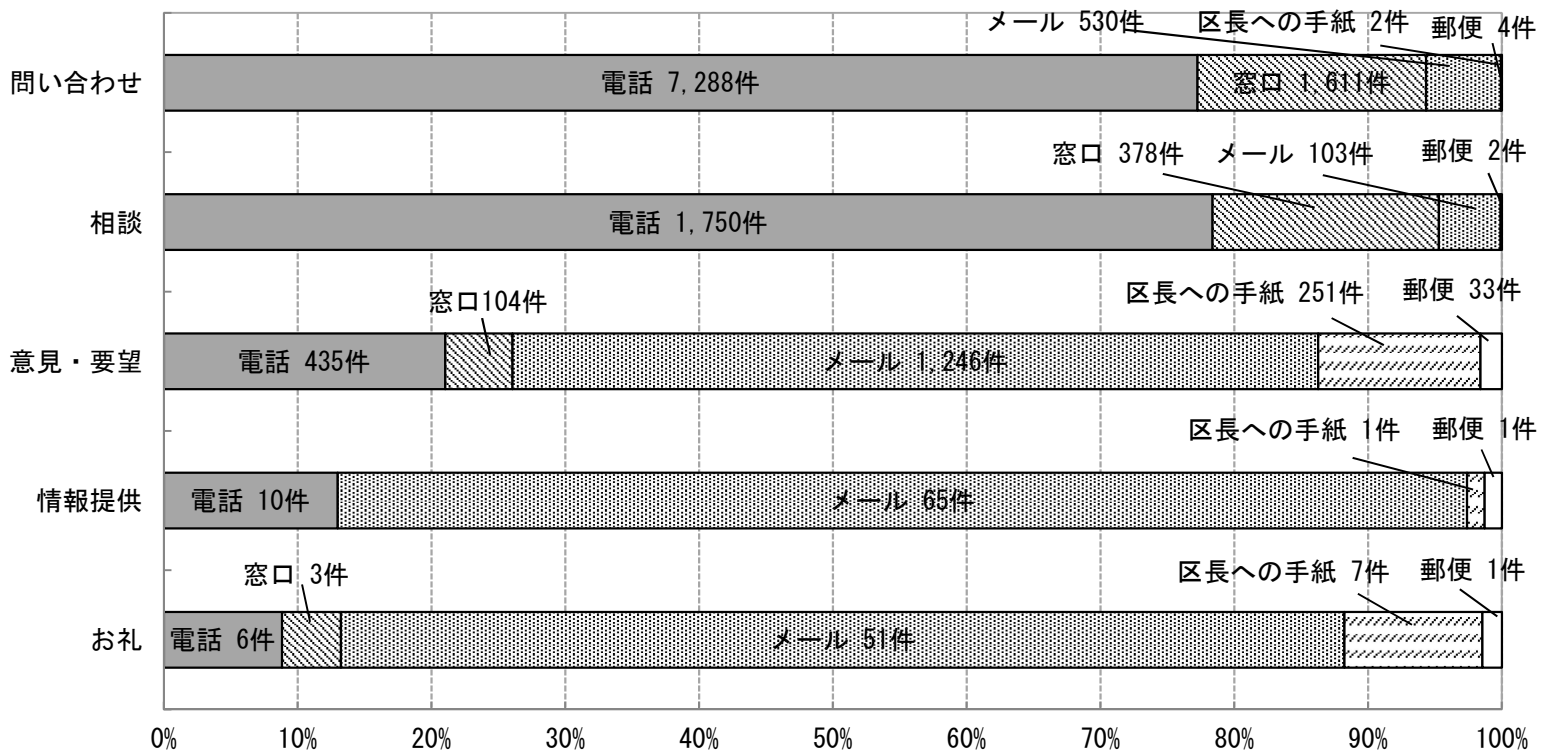


内容別内訳



※内訳の比率 (%) は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位までを示しているため、比率の合計は必ずしも100.0%にならない場合があります。

区民の声 内容別の受付方法の内訳



# 分類方法

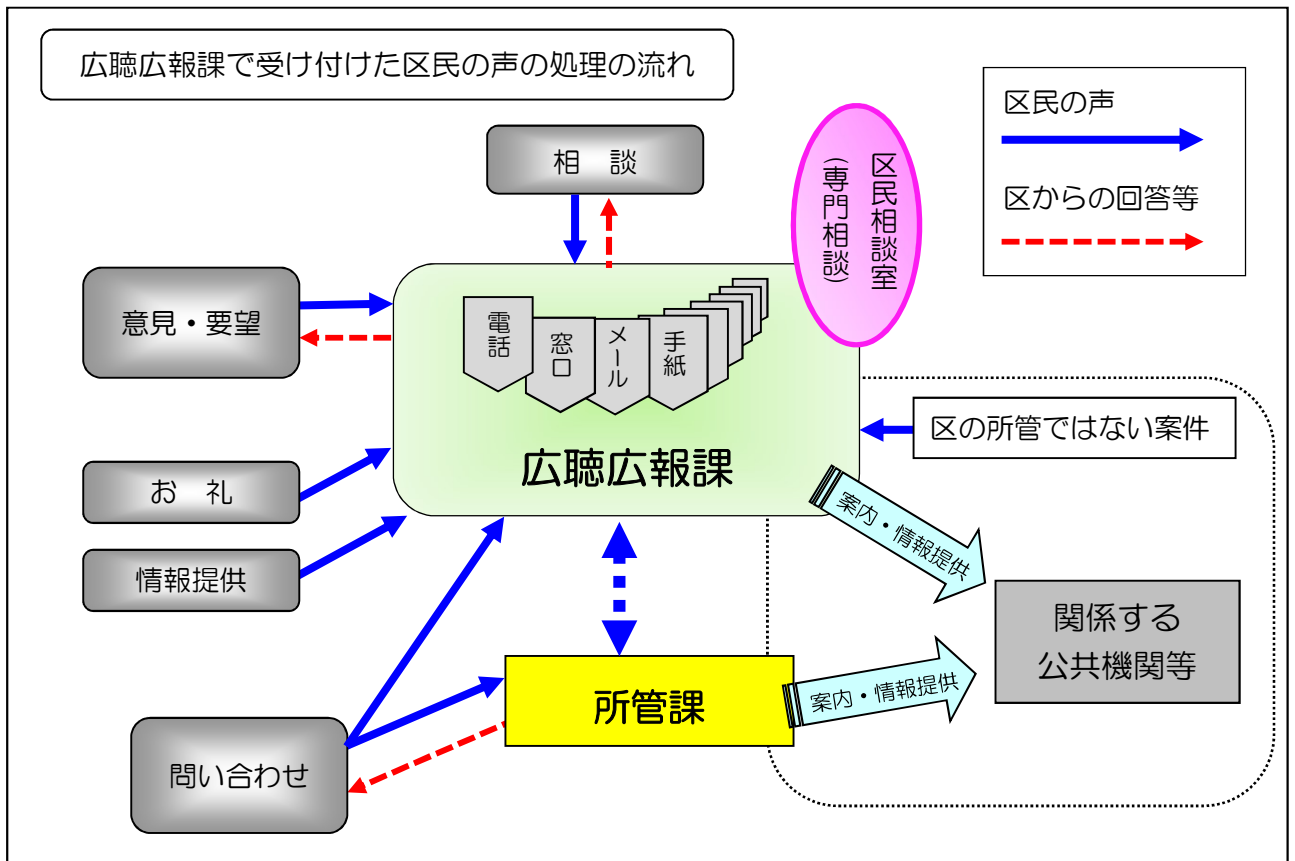
広聴広報課で受け付けた区民の声は内容によって、次のように分類しました。

意見・要望	区の業務等に対して、「〇〇してほしい」という要望、「〇〇すべきだ」「〇〇したらよい」という意見・提案、職員や制度・施設に対する苦情・不満
問い合わせ	区の業務や手続等についての問い合わせ
情報提供	区の業務等に関して、参考にしてほしい情報の提供
お礼	区の対応や職員に対するお礼
相談	日常生活の中でのトラブルや悩み等の相談

# 処理方法

広聴広報課で受け付けた区民の声は、所管課に対応を依頼します。区の所管でないものは、関係する公共機関等を案内するか、個人情報伏せの上で、内容を関係機関に情報提供しています。

また、日常生活の中でのトラブルや悩みに対しては、区民相談室で実施している法律相談等の専門相談や関係機関等を案内し、専門家に相談することを勧めています。



## 区民の声の分析

### 「新おおた重点プログラム」個別目標別の件数

広聴広報課に寄せられた区民の声のうち、区の所管のもの（11,649件）を、「新おおた重点プログラム」の個別目標別に仕分けました。各項目の件数は次のとおりです。

基本目標	個別目標	区分	問い合わせ	意見・要望	情報提供	お礼	計
Ⅰ 生涯を健やかに安心していきいきと暮らせるまち	未来を拓き地域を担う子どもを、みんなで育むまちにします	子育て支援	24	58	3	1	86
		保育サービス	12	55	0	0	67
		学校教育	44	95	1	4	144
		幼児教育	3	1	0	0	4
	誰もが自分らしく、健康で生きがいをもって暮らせるまちをつくれます	健康づくり	60	31	0	2	93
		動物愛護	2	5	1	0	8
		衛生	16	9	0	1	26
		障がい者福祉	46	48	0	1	95
		スポーツ	8	23	1	1	33
		図書館	14	26	0	1	41
		生涯学習	7	4	0	0	11
	生活保護・支援	229	181	4	2	416	
	人権	14	8	0	0	22	
	高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちをつくれます	高齢者福祉	85	61	3	1	150
小計			564	605	13	14	1,196

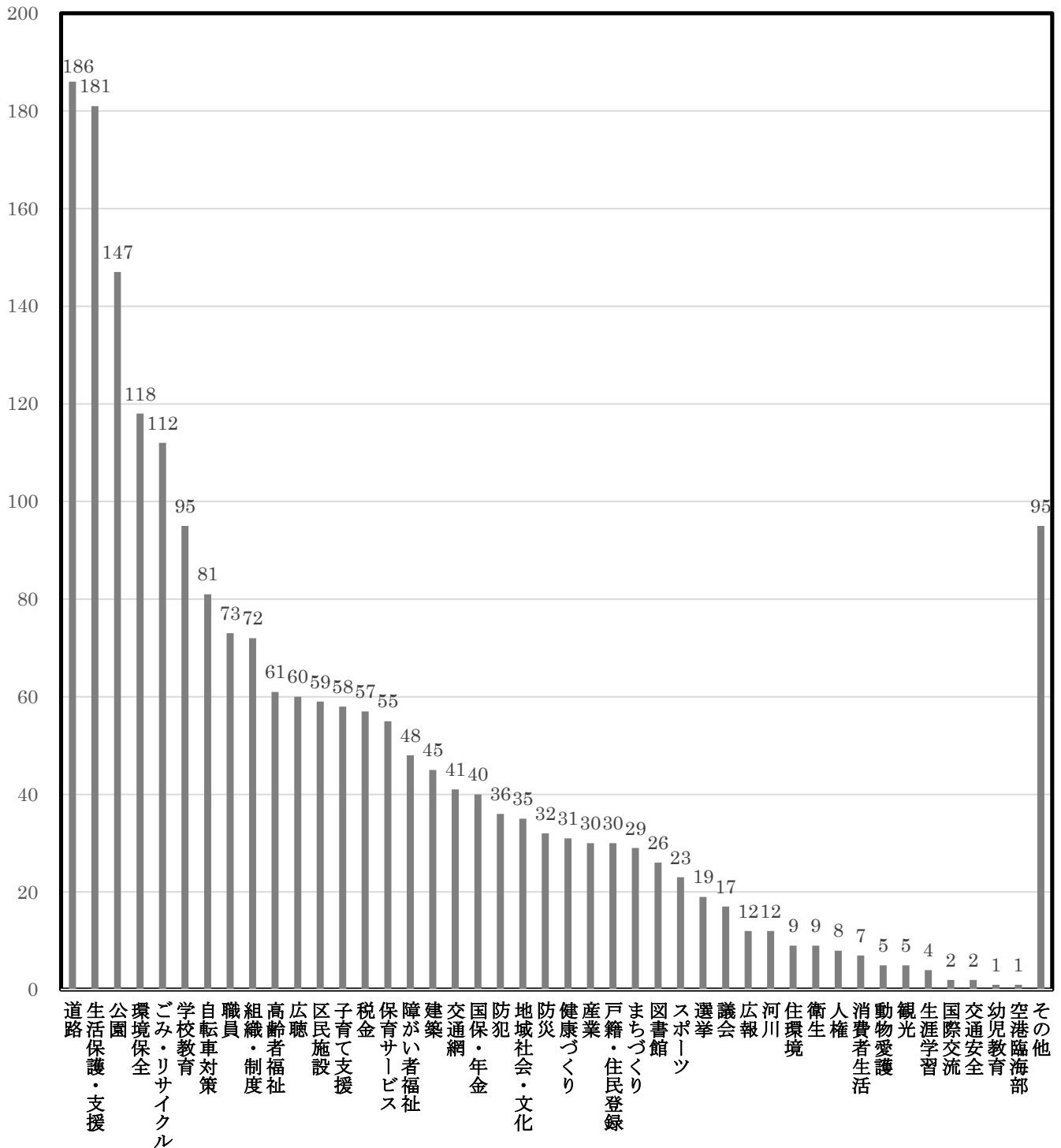
Ⅱ まちの魅力と産業が世界に向けて輝く都市	水と緑を大切にし、すべての人に安全で潤いのある暮らしを実現します	まちづくり	14	29	0	1	44
		交通網	8	41	0	0	49
		道路	74	186	2	12	274
		公園	20	147	1	2	170
		建築	76	45	2	2	125
		自転車対策	24	81	1	1	107
		住環境	30	9	0	0	39
		交通安全	3	2	1	0	6
	首都空港『羽田』と臨海部が世界への扉を開く、国際交流拠点都市を創ります	空港臨海部	1	1	0	0	2
		国際交流	26	2	1	0	29
ものづくりから未来へ、独自の産業と都市文化を創造します	産業	52	30	0	0	82	
	観光	14	5	0	1	20	
小計		342	578	8	19	947	
Ⅲ 地域力と行政の連携がつくる人と地球に優しいまち	地域力を活かし、人に優しいまちを区民主体で実現します	地域社会・文化	31	35	1	1	68
		区民施設	18	59	0	4	81
		消費者生活	24	7	1	0	32
		防災	11	32	2	1	46
		防犯	11	36	4	0	51
	私たち区民が、良好な環境と経済活動が両立する持続可能なまちをつくる担い手です	環境保全	34	118	2	4	158
		河川	8	12	0	0	20
		ごみ・リサイクル	43	112	19	3	177
	区は、効率的で活力ある区政を実現し、地域との連携・協働を進めます	広報	44	12	1	1	58
		広聴	7,076	60	0	10	7,146
		職員	14	73	0	2	89
		組織・制度	49	72	2	0	123
		税金	102	57	0	1	160
		議会	4	17	2	0	23
		選挙	16	19	0	1	36
		戸籍・住民登録	128	30	0	1	159
	国保・年金	76	40	0	1	117	
小計		7,689	791	34	30	8,544	
その他(上記に分類できないもの)		840	95	22	5	962	
総計		9,435	2,069	77	68	11,649	

## 意見・要望の項目別件数

意見・要望の受付件数が最も多いものは、「道路」に関するものです。1年間で186件の意見・要望を受け付けました。次いで「生活保護・支援」の181件、「公園」の147件の順に、意見・要望の多い項目が続きます。

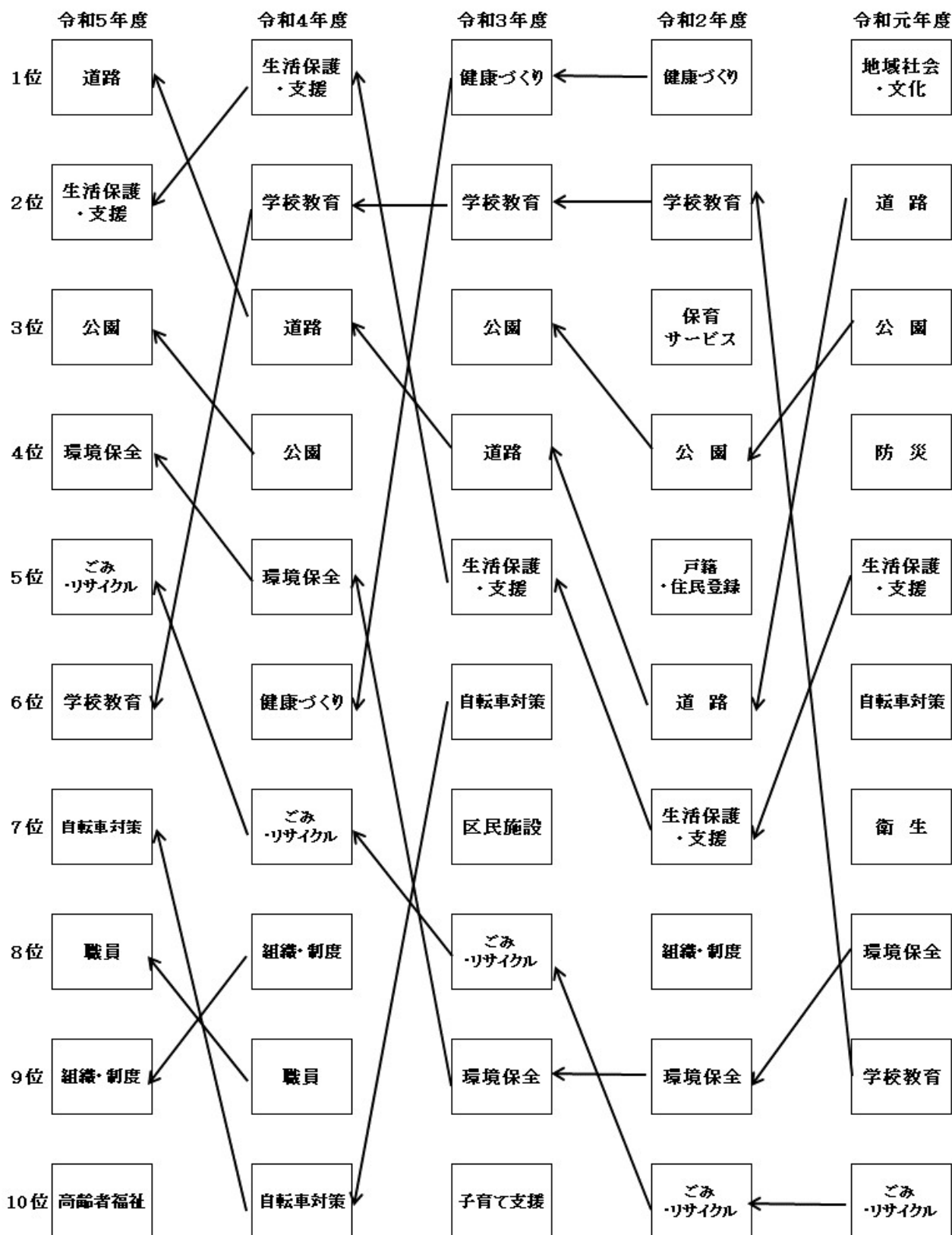
意見・要望 項目別件数

(単位：件)





【意見・要望 経年比較（上位10項目）】



令和5年度は、「道路」「生活保護・支援」といった項目において、意見・要望を多く受け付けております。

## 意見・要望、問い合わせ 上位5項目の内容

### 【意見・要望（上位5項目）の内容】

広聴広報課で受け付けた意見・要望（総件数 2,069 件）の中で、件数の多かった上位5項目とその内容は、次のとおりです。

順位	項目	内容	件数
1	道路	樹木剪定、歩道、不法占拠、迅速な対応へのお礼等	186
2	生活保護・支援	給付金、ケースワーカーの対応等	181
3	公園	修繕維持、遊具、維持管理、整備計画等	147
4	環境保全	喫煙所、騒音、悪臭、路上喫煙	118
5	ごみ・リサイクル	不法投棄、ごみ集積所、古着回収拠点等	112

### 【問い合わせ（上位5項目）の内容】

広聴広報課で受け付けた問い合わせ（総件数 9,435 件）の中で、広聴に関するもの以外で件数の多かった上位5項目とその内容は、次のとおりです。

順位	項目	内容	件数
1	生活保護・支援	給付金、家賃、家庭相談等	229
2	戸籍・住民票	マイナンバー、各種届出等	128
3	税金	納税、課税、医療費控除等	102
4	高齢者福祉	高齢者施設、介護保険等	85
5	国保・年金、建築（空家）	国民健康保険、空家等	各 76

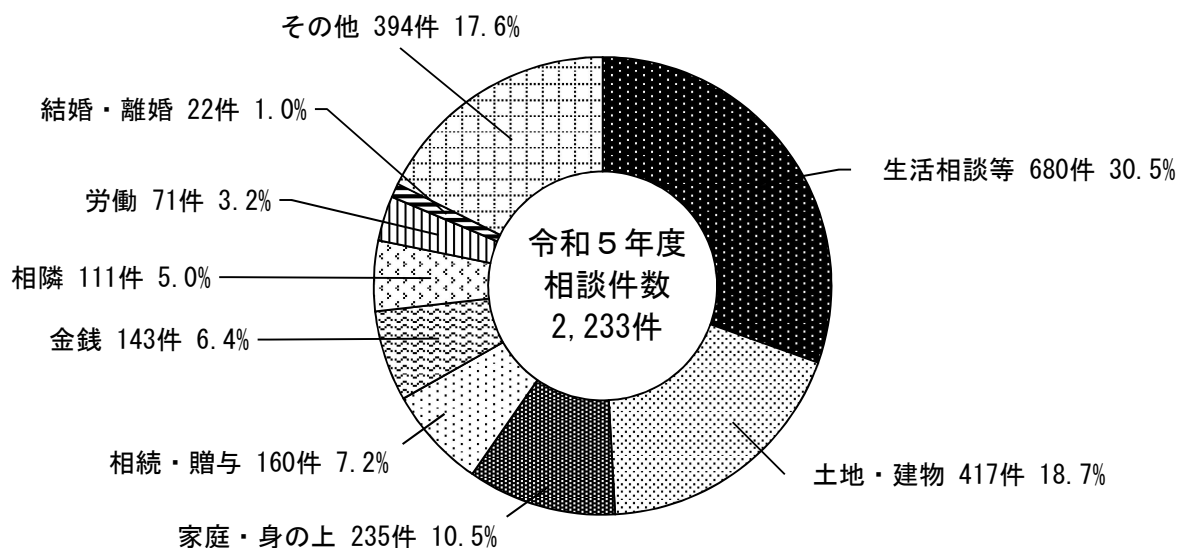
※問い合わせ件数で最も多いのは、広聴（7,076 件）であり、そのほとんどが法律相談等の専門相談に関することとなっています。

## 相談の内容

広聴広報課の窓口や電話には、日常の簡単な生活知識に関することから、民事上のトラブル、家庭における悩み等、様々な相談が寄せられています。具体的な問題解決に向けては、専門機関等を案内し、専門家に相談することを勧めています。

生活相談等が 680 件と最も多く、次いで土地・建物に関する相談となっています。

生活相談等 生活知識についての問い合わせ、住宅問題、生活相談等	680 件	土地・建物 不動産取引、借地一般、借地・借家更新、借家一般、立退き、登記、税、道路、境界線等	417 件
家庭・身の上 夫婦関係、親族関係、異性関係、家庭内暴力、病気、医療、交通事故相談等	235 件	相続・贈与 相続一般、遺言、遺産分割、相続放棄、贈与等	160 件
金銭 貸借一般、消費者金融、損害賠償、契約、裁判手続、融資等	143 件	相隣 人づきあい、生活騒音、悪臭、排水、境界・私道、建築・工事、配管等	111 件
労働 求人、倒産、解雇、賃金、労働条件、社会保険、労災、職場の人間関係等	71 件	結婚・離婚 結婚、離婚、親権等	22 件
その他 上記に分類できないもの			394 件



※内訳の比率 (%) は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで示しているため、比率の合計は必ずしも 100.0%にならない場合があります。

## 主な区民の声の要旨

広聴広報課に寄せられた主な区民の声と回答・処理経過について、要旨を掲載します。

なお、特に記載がない限り日付は令和5年度内のものです。

### I 生涯を健やかに安心していきいきと暮らせるまち

#### 1 子育て・教育

No.	<input type="checkbox"/> 区民の声の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨
(1)	<p><input type="checkbox"/> 小学校の保護者会にてクラス数が1クラスになることを知り、学区域がすごく狭い気がした。このままでは今後も人数が減り、どんどん寂しい学校になってしまうのではないかと心配している。</p> <p>また、1クラスのデメリットばかり耳に入るので、メリットを知りたい。</p> <p>■ 現行の通学区域は、大田区立学校設置規則によって定めており、町会の境界を基本として、長い時間をかけて形成されてきたものである。</p> <p>通学区域の変更は、学校と地域の連携や兄弟姉妹間で指定校が異なってしまう等、その影響の範囲が非常に広いと、長期間の検証が必要になると認識しているが、今回のご意見も参考に教育委員会として通学区域のあり方について引き続き研究していきたいと考えている。</p> <p>また、一般に1学年1クラスのメリットとしては、教員の目が子どもたちいきわたるなどが挙げられる。</p>
(2)	<p><input type="checkbox"/> 学童で令和5年の夏休みにテスト運用でお弁当注文ができ、大変助かった。その後の本格運用について知りたい。あれ以来利用できず運用開始のお知らせを心待ちにしている。</p> <p>■ 夏季休業中のお弁当の配食について、引き続き検討を行っている。これからも、お弁当の配食を含め、学童保育を利用される児童や保護者の皆様がより利用しやすい施設となるよう努めていく。）</p> <p>※令和6年度から、区立小学校夏季休業中に全学童保育施設で実施。</p>
(3)	<p><input type="checkbox"/> 子育て支援ギフト『赤ちゃんファースト』について、子育て支援ギフトが届くまで出産から5か月以上経っており、かなり遅いのではないかと。低月齢期は必要なものが多く、おむつやミルクの消費も激しいため、他の区と同様に早めの送付をお願いしたい。</p> <p>■ 令和6年度より、ギフト発送までの手順を見直し、ギフトが届くまでの期間の短縮を図ることを予定している。ご意見を参考にし、よりよい出産・子育て支援に努めていく。</p> <p>※令和6年4月以降に赤ちゃん訪問を受けた場合は、訪問月の翌々月末頃にギフトを発送している。</p>

## 2 健康・衛生

No.	<input type="checkbox"/> 区民の声の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨
(1)	<p><input type="checkbox"/>直近の数年間、雨水マスの蚊の駆除を区がしているのか、蚊が少なくなってきたように感じる。助かっているので、引き続き蚊駆除対策をお願いしたい。</p> <p>■区では「感染症媒介蚊対策事業」として、5月から9月にかけて4回ほど、雨水マスへの昆虫成長抑制剤の投入を行っている。区道や区の各施設内、区立公園の雨水マスが対象。蚊の発生が少なくなっているとのことで、効果が出ているようであれば何より。ご自身の対策としては、不要な「たまり水」を作らないこと、植栽を手入れして風通しをよくすることなどが有効。蚊の対策方法を区ホームページにも掲載している。</p> <p><a href="https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/hoken/eisei/sumai_soudan/ka/ka.html">https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/hoken/eisei/sumai_soudan/ka/ka.html</a></p>
(2)	<p><input type="checkbox"/>某飲食店が開店してから、店前の舗道が非常に汚くなっている。綺麗になる気配がない。店からの汚れが舗道を黒く汚くしており、他のお店では考えられないほど、この店の出入口だけが汚い。外国人観光客の方々を見かけることが多くなっているし、綺麗で気持ちの良い観光をしていただくためにも改善の申し入れを連絡してほしい。</p> <p>■店に赴き、店舗出入口及び舗道の状況を確認したうえで、店舗責任者より聞き取りを行い、以下の通り指導した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 店舗出入口付近の敷地内床の清掃を毎日実施すること。</li> <li>2 廃油等の廃棄物は汚液や汚臭が漏れないよう蓋をし、適切に管理すること。</li> </ol> <p>また、舗道についても引き続き区道の管理を行う担当課と連携し、清潔維持に努めていく。</p>

## 3 スポーツ・生涯学習

No.	<input type="checkbox"/> 区民の声の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨
(1)	<p><input type="checkbox"/>相撲の巡業に初めて行き、とても楽しかったため余韻に浸っている。区には相撲部屋は2つしかなく、あまり身近に感じる事ができないため、ぜひまた大田区体育館でやってほしい。</p> <p>■今回開催した城南大田場所の開催は、コロナ禍の影響もあり4年ぶりの開催となった。今後の開催予定は巡業の主催団体が決めることになる。</p> <p>令和6年は大田区総合体育館の改修工事があり難しいが、2年後に大相撲城南場所巡業のお話があったら、受け入れを検討していきたいと考えている。</p> <p>目の前でのぶつかり合いや相撲の禁じ手を楽しく紹介する初切りなど、楽しいイベントを観戦できる機会はなかなかないことなので、開催することができたら、ぜひご来場いただきたい。</p>

## 4 福祉

No.	□ 区民の声の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨
(1)	<p>□補聴器が高額で年金生活者では中々手が届かない。都の半額助成も活用しながら高齢者の補聴器の購入費用を助成する対策を進めてほしい。</p> <p>■高齢者の補聴器購入費助成について、区では、助成の対象者を住民税非課税世帯の満 65 歳以上で、耳鼻咽喉科医師が補聴器の使用を必要と認めている方としている。助成額は 35,000 円を上限とし、また、東京都の「包括補助事業」も活用し、利用実績の半額を補助として受けている。</p> <p>補聴器は、聴力機能が低下した方に、日常生活を営むうえでのよりよいコミュニケーションを確保するとともに、積極的な社会参加を促す効果が認められてきている。今後も、利用を希望される方の経済状況、支援の必要度など総合的に判断していく。</p>
(2)	<p>□大田区に手話カフェを作って欲しい。手話講習会や手話サークルが大田区内にもいくつかあるが、気軽に交流、情報交換が出来る場所があれば講習会やサークルに参加したくても出来ない方や、子どもから高齢者等、もっと手話が身近になると思う。</p> <p>■いただいたご意見も踏まえ、引き続き、障がいのある方もない方も地域で交流できるスペースになるよう検討していく。</p> <p>区では令和 2 年 9 月に「大田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例」を制定し、手話が言語であることの理解促進や、障がい特性に応じた意思疎通手段の利用を促進することで、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現をめざしている。</p> <p>障がいのある方もない方も共に、余暇活動等を通して仲間をつくり、地域とのつながりを深めていくことは重要なため、引き続き、誰もが参加できるインクルーシブな余暇活動等に取り組んでいく。</p>

## II まちの魅力と産業が世界に向けて輝く都市

まち

### 1 住まい・まちなみ

No.	<input type="checkbox"/> 区民の声の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨
(1)	<p><input type="checkbox"/> 某公園の鉄部が錆だらけで子どもに触らせたくないで鉄部の塗装修繕工事をして欲しい。</p> <p>■ 公園施設の鉄部を確認・調査して、次の通り対応する。</p> <p>① 藤棚・手すりについては塗装する。</p> <p>② 制札板は、劣化が著しいため取り換える。</p> <p>③ 階段を上った所にあるフラワーアーチは、劣化が著しいため撤去する。</p>
(2)	<p><input type="checkbox"/> 洗足池公園内や公園につながる道で犬を連れて散歩している人が多いが、あちこちで犬に用を足させており、美観を損ねたり、たまに悪臭がして、衛生面での心配がある。また、道をふさいだり、吠えあわせたりしていることもある。小さな子どもを連れてくる親は、安心して散歩させられないのではと心配になるし、道が不衛生になっていけば、観光客の印象も悪くなるのではと思う。公園に犬を連れてくることを禁じるのが難しければ、下記のような対策（看板設置等）は可能か。</p> <p>① 犬専用の簡易なトイレ（もしくはトイレの場所）を作り、できるだけそこで用を足すよう呼びかける。</p> <p>② トイレは家でさせてくるよう呼びかける。</p> <p>■ 区では、面積約 1,000 ㎡以上の大きな公園に限り、犬を連れて利用することができる。（ただし、リード着用が必須。また、面積が約 1,000 ㎡以下の「児童公園」と呼ばれる公園は、犬を連れての利用は禁止。）</p> <p>洗足池公園は、様々な方の利用があり、犬の散歩で利用される方も多いが、「犬専用の簡易なトイレ」の設置は、管理上の問題もあり、区で設置することは困難。犬のふん尿等マナー遵守に関する看板は、入口付近等に設置する。※看板は、令和 5 年 8 月に設置した。</p>
(3)	<p><input type="checkbox"/> 蒲田駅西口の路線バス降車場のところ、もとはゲームセンターだった場所が飲み屋になり、その歩道が店舗から出されたごみによる汚れで酷い状態だ。その場所に限らず、区より指導ができないのか。また、コロナも落ち着いてきて、駅前の飲み屋呼び込みも多くなり、駅前の路駐も交差点の変な場所に停めていたり、無法地帯と化しているように感じる。</p> <p>■ 現地確認を行い、道路上の汚れが著しい場所については、清掃を依頼した。</p> <p>当該道路に関しては、今後も定期的にパトロールを実施し、不法投棄等には、その都度対応していく。</p> <p>路上駐車に関しては、警察へも情報提供を行いながら対応していく。</p>
(4)	<p><input type="checkbox"/> 近隣の家の前の一週間以上前からごみが道路に置きっぱなしになっているので回収してほしい。</p> <p>■ 現場を確認し、ご指摘にあったごみを捨てられた方に対し、ごみを道路上から撤去するように指導した。併せて、今後ごみを捨てる際には、地域の集積所に出すように指導した。引き続き、適切な道路の維持管理に努めていく。</p>

(5)	<p>□旧呑川歩道橋整備工事内に、歩道橋南側に大きなイチョウの木がある。このイチョウは近隣住民だけでなく大田区の遠方から銀杏を求めて区民が集まってくる。このイチョウの木を工事の為に伐採してほしくない。この残されたイチョウの木は区民に親しまれているため、ぜひとも残してほしい。</p> <p>■本工事でイチョウの木の伐採予定はない。また、近隣の方々からも同様のご要望をいただいているので、今後も伐採予定はない。</p>
-----	--

## 2 交通・自転車

No.	□ 区民の声の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨
(1)	<p>□大田区道 9-27 号線のうち、区道 9-79 号線及び 9-78 号線との交差点において、通行車両の通過スピードが早く、またカーブで見通しが悪い状況があり、安全性が低い状況にある。特に自転車や歩行者が 9-78 号線側へ渡る際に、多摩川側からスピードがのった車両が通り、危なくぶつかりそうになるシーンを見る。信号機の設置か、多摩川側から北側への通行車線に一時停止を設けてほしい。</p> <p>■信号の設置および一時停止の規制のご要望について、所管している池上警察署へ個人情報を伏せた形で情報提供をする。大田区においても看板設置や路面カラー舗装による注意喚起を検討していく。</p>
(2)	<p>□森ヶ崎地域は電車の最寄り駅が遠く、移動手段がバスか自転車になる。大田区ではコミュニティサイクル事業を展開しているが、森ヶ崎地域にはポートがないので、サイクルポートを設置することを検討いただきたい。</p> <p>■サイクルポートの設置については運営事業者と共に進めているが、森ヶ崎地域周辺については、サイクルポート設置条件に見合った施設や土地がなかなか見つからない状況。今後も区ならびに運営事業者が一体となって、当該エリアへのサイクルポート設置に取り組んでいく。</p>



### 3 産業・観光

No.	□ 区民の声の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨
(1)	<p>□田園調布駅三丁目側の池の後ろの花壇にあるバラが少ししかなくて寂しい感じがするのでもっと沢山バラを増やしたら人も来ると思う。バラ園のような花壇にして欲しい。あとイルミネーションスポットを置いて欲しい。田園調布駅のクリスマスツリーをもっと大きくして欲しい。それにより街の活性化にもつながる。</p> <p>■バラのある植込み地は、おおた花街道活動で地域住民団体の方々にボランティアで整備をお願いしているところ。活動ではバラの下の部分に草花を植えたり、維持管理（除草・灌水・清掃等）などをお任せしているため、今回のご要望について個人情報は伏せたうえでお伝えする。</p> <p>田園調布駅前広場のクリスマスツリーは、寒い季節に駅や田園調布商店街を利用される方々に灯りで温もりを与えるとともに、商店街の賑わい創出のため田園調布商店街振興組合が東急電鉄株式会社の敷地をお借りして設置している。ツリーの点灯期間は、令和5年11月10日（金）から12月25日（月）までとなっている。</p> <p>確認したところ、ツリーの大きさについては、安全管理の視点も持って、可能な限り大きなツリーを手配しているが、天然木のため気候などによって生育状況が異なるため、今年は例年より細めのものになってしまったとのこと。</p> <p>なお、田園調布駅舎壁面に装飾されているイルミネーションは、東急スクエアガーデンサイトが設置しており、ツリーよりも少し長い期間点灯する予定と聞いている。いただいたご意見は当商店街へもお伝えした。区としては引き続き、商店街の活動を支援していく。</p>
(2)	<p>□近年インバウンドによって外国からの観光客が大森駅周辺にも多い印象がある。働いていると観光客から道を尋ねられることも多く、満足に案内できているか不安になることがある。そのため、大森駅周辺に観光案内所をつくってほしい。もしくは、外国人向けの案内アプリなどがあると助かる。</p> <p>■ご指摘のとおり令和5年11月の羽田空港国際線外国人旅客数は新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年同月の水準を上回っており、インバウンド需要の回復が顕著である。大森駅周辺にも多くのホテルなどが点在し、インバウンドの宿泊も増加しており、今後、インバウンド対応への困りごとがあれば京急蒲田ウイングキッチン内にて開設している大田区観光情報センターへお問合せいただきたい。</p> <p>当施設は平成27年12月に開設以降、区内の観光情報に加え、鉄道フリーパスの購入方法や都内をはじめ周辺自治体の観光地への案内業務など多岐に渡ってインバウンド対応を行っている。午前9時から午後9時まで年中無休で営業し、英語をはじめとする多言語対応可能なスタッフが常駐している。（年末年始などは時間を短縮して営業している。）</p> <p>（参考）大田区観光情報センター 電話：03-6424-7288</p> <p>URL:<a href="https://tokyoactivity.com/ja/">https://tokyoactivity.com/ja/</a></p> <p>※大田区観光情報センターの営業時間は、令和6年度より午前9時から午後8時までとなっている</p>

### Ⅲ 地域力と行政の連携がつくる人と地球に優しいまち

#### 1 地域社会・文化

No.	<input type="checkbox"/> 区民の声の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨
(1)	<p><input type="checkbox"/> 自宅から最寄りの図書館までが不便なため、大田区民プラザで、予約登録した図書の「受け取り」を出来るようにしてほしい。</p> <p>■現時点では、大田区民プラザへのサテライト設置の計画はない。大田区立図書館の資料は、区内の図書館であれば、予約資料の受け取り・返却が可能のため、他館の活用を推奨した。今回のご要望は参考とさせていただきながら、区民の皆様へのサービス向上に努めていきたい。</p>
(2)	<p><input type="checkbox"/> 大田区民ホール・アプリコの利用申し込みにあたって「入金手続き」と「事前打ち合わせ」の2回、ホール現地まで事前に来てもらう必要があると言われたが、これを義務化することは不要ではないか。利用者の負担が大きくなるだけなので、2回も現地訪問しなくてはいけないことを必須にするのはやめてほしい。</p> <p>■当該施設の入金手続きについては、窓口での現金払い又は窓口で口座振替手続きのうえ口座振替を利用可能。口座振替による支払い希望の方についても、施設をご利用される上での使用内容を確認し、誤入金を防ぐため、一度窓口に来所いただくよう案内している。</p> <p>また、事前の打ち合わせについては、タイムスケジュールをはじめ、設営図面、照明、音響、舞台設定、付帯設備などの見積もりを確認し、打合せ表を作成するため、初回利用時には必ずご来館いただいている。</p> <p>なお、概ね一年以内に再度利用される場合は、大きな変更点がなく、これまでの利用状況に特段問題がなければ、電話にて打合せを受け付けることも可能。</p>
(3)	<p><input type="checkbox"/> 文化センターの予約もネットのできるようにしてほしい。わざわざ文化センターに行って予約するのは不便。</p> <p>■文化センターは、社会教育関係団体が社会教育活動のために使用する場合は、優先して使用することができる、と条例で規定しているため、一般の区民の方が利用できる区民センターとは異なった申請方法をとっている。しかし、利用者の方からうぐいすネットを通じた申込について、多くのご意見・ご要望をいただいているところであり、施設の特性・設置目的等をふまえるとともに、今後、利用団体においても ICT 活用が普及していくことを見据え、利便性の高い申込方法の在り方を引き続き検討していく。</p> <p>※メールによる回答の時点では上記の内容となっていたが、文化センターの予約が令和6年10月分からうぐいすネットから申込可能となる旨について、9月28日から大田区ホームページでお知らせしている。</p>
(4)	<p><input type="checkbox"/> 1月から新しくなったうぐいすネットが以前より使いにくく重くて繋がらない。元に戻すか、もっと見やすくスムーズに使えるようにしてほしい。</p> <p>■Web上の画面展開が遅い件については、システム上の原因を調査し対応を行い、事象が改善した。今後も利用者の皆さまの利便性向上の観点から、システムの改善を検討していく。</p>

(5)	<input type="checkbox"/> 区内にある区民センターを利用するにあたり全ての施設で会議室・和室等の広さ収容人数のみ情報が掲載され、画像の添付がなく、選択する際に非常に不便。 <input checked="" type="checkbox"/> 今後は、利用者にとって分かりやすい施設案内となるよう、掲載内容について改善に努めていく。引き続き、施設サービスの向上に努めていく。
-----	---

## 2 防災・防犯

No.	<input type="checkbox"/> 区民の声の要旨 <input checked="" type="checkbox"/> 回答・処理経過の要旨
(1)	<input type="checkbox"/> 南蒲田の某所で朝方（3時～4時）の未成年のうろつきがあり、喫煙の形跡も見られる。近辺に小学校、公園があるのでかなりの迷惑行為だと思う。 <input checked="" type="checkbox"/> 関係課と情報を共有した。迷惑行為については、管轄の警察署にご相談いただきたい。
(2)	<input type="checkbox"/> 青色回転灯パトロールカーがうるさく毎日2回聞かされる身にもなってほしい。うるさくて止めてほしい。 <input checked="" type="checkbox"/> 区では、青色回転灯パトロールカーを区内各域に巡回させて防犯パトロールを実施しつつ、車載スピーカーから、区民の皆さまが安全・安心に暮らしていただけるよう、様々な情報提供や注意喚起を行なっている。 現在、区内では特殊詐欺被害が非常に多く発生しており、令和4年の1年間で186件、約3億4500万円もの被害が発生している。 区ではこの被害を1件でも食い止めたいと考えており、様々な媒体を通じて注意喚起を行なっているが、青色回転灯パトロールカーからの放送もその一環として、繰り返し行うことが大切であると考えている。

## 3 環境

No.	<input type="checkbox"/> 区民の声の要旨 <input checked="" type="checkbox"/> 回答・処理経過の要旨
(1)	<input type="checkbox"/> 下丸子の土手の遊歩道沿いに特定外来植物であるワルナスビが蔓延っていて、雑草も多く道幅が狭くなっているため、早期の除草作業と回数を増やしてほしい。 <input checked="" type="checkbox"/> 現地にて確認した。群生しているワルナスビについては、例年行っている草刈り作業にて取り除く。また、雑草の草刈り回数については今後検討していく。

(2)	<p>□某所でハトに餌をあげている男性が、給餌防止啓発ステッカーを無視して別の場所でも餌をあげているので対策してほしい。</p> <p>■現行の「大田区ハトカラスへの給餌による被害防止条例」では、公共の場所での給餌行為の禁止が定められており、区では、条例を周知するため、指導員派遣による巡回指導を実施している。ご指摘いただいた場所周辺についても指導員を派遣し、重点指導を実施する。</p>
-----	--

## 4 広報・広聴

No.	□ 区民の声の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨
(1)	<p>□シルバーパスを所得の制限等なく 65 才からにしていきたい。</p> <p>■シルバーパスは東京都の事業になるため、個人情報伏せのうえで、ご要望があった旨(メール内容)をお伝えした。</p> <p>今後の問合せ先を以下のとおり案内する。</p> <p>東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課 電話 03-5320-4275</p>
(2)	<p>□「借地権の相続の際の管理会社との対応」について相談したい</p> <p>1 相談先は「不動産取引相談」でいいか？</p> <p>2 予約は必要か？</p> <p>3 私は大田区民だが、区民ではない親族の同席は可能か？</p> <p>■1 相談先は「不動産取引相談」でいいか？</p> <p>→ 宅地建物取引士による「不動産取引相談」も対応可能だが、問い合わせ内容から弁護士による「法律相談」を勧める。</p> <p>2 予約は必要か？</p> <p>→ 「不動産取引相談」の事前予約は不要。第1・第3木曜日の午後1時から3時まで、大田区役所2階4番の窓口(区民相談室)まで直接来所いただきたい。</p> <p>なお、「法律相談」を利用の際には事前予約が必要。併せて、都内の3弁護士会が実施している無料の電話相談についても案内する。</p> <p>①区が実施している区民の方を対象とした弁護士による無料の法律相談【事前予約制】</p> <p>○日時：毎週月、水、金曜日(祝日、年末年始を除く)</p> <p>午後1時30分から最終回は午後3時10分</p> <p>○相談時間：1人あたり25分</p> <p>○場所：大田区役所本庁舎 2階「区民相談室」</p> <p>○予約申込先：大田区広聴広報課広聴担当 電話 03(5744)1135</p> <p>※メールでの予約は受付不可。</p> <p>○同一の相談内容で繰り返し利用することは不可。</p>

	<p>②弁護士会による電話無料相談</p> <p>○15分程度の電話ガイド（弁護士が電話で簡単なアドバイスを行う）</p> <p>○電話番号 0570（200）050</p> <p>※都内から電話をかけないとつながらない。</p> <p>※PHSなど一部つながらない電話あり。</p> <p>○費用：電話料金のみ</p> <p>○受付時間：月～金曜日（祝祭日、年末年始を除く）の午前10時～午後4時</p> <p>3 区民ではない親族の同席は可能か？</p> <p>→ 可能だが、相談室（個室）は狭いため、一人までなら同席可能。</p>
(3)	<p>□相続税の申告書を税務署へ提出する前に区の税務相談でチェックしてもらえるか。</p> <p>■区で実施している区民向け無料の税務相談では、税理士による相談に対する助言（アドバイス）となるので、税務署提出前の申告書のチェックまではしていない。</p> <p>申告書作成のうえで疑義が生じて相談されたい場合は以下のとおり税務相談を利用できる。予約でいっぱいの際は、東京税理士会が実施している無料相談を併せて案内している。</p> <p>①区が実施している区民の方を対象とした税理士による無料の税務相談【予約制】</p> <p>○日時：毎月第2木曜日（祝日、年末年始 [12月29日から1月3日] は除く）</p> <p>(1) 午後2時～ (2) 午後1時30分～ (3) 午後2時～ (4) 午後2時30分～</p> <p>(5) 午後3時～ (6) 午後3時30分～</p> <p>○相談時間：1人あたり30分</p> <p>○場所：大田区役所本庁舎 2階「区民相談室」</p> <p>○予約申込先：大田区広聴広報課広聴担当 電話 03（5744）1135</p> <p>※予約は、相談日の1か月前の月の1日から行う。</p> <p>（土曜日・日曜日・祝日のときは翌日から予約受付）</p> <p>※メールでの予約は受け付けていない。</p> <p>※確定申告の相談はできない。</p> <p>※令和6年度より毎月第2・4木曜日を実施している。</p> <p>②東京税理士会 納税者支援センター（無料）</p> <p>○税務、会計に関する一般的なご相談に東京税理士会の税理士が応じる。（電話相談）</p> <p>○受付時間：月～金曜日（祝日等を除く）午前10時～正午、午後1時～午後3時30分</p> <p>○相談時間：1人あたり30分</p> <p>○相談専用電話：03-3356-7137</p>
(4)	<p>□無料で譲りたい装飾品があり、希望者に無料で譲りたい。区報など募集する方法はあるか。</p> <p>■お譲りしたい物については、区では実施していない。なお、区報では区民からの記事の投稿について「区民のひろば」のコーナーで「催し」と「サークル会員募集」に限定している。</p>

## 5 職員・組織

No.	<input type="checkbox"/> 区民の声の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨
(1)	<p><input type="checkbox"/> これからますます高齢者増加の時代に向かい、手続きが複雑すぎる。文字もすごく小さくてもう少し立場になって考えていただければ嬉しい。</p> <p>■ ご意見・ご要望をいただいた「優しい手続き」の内容については、関係課と情報を共有した。</p>

## 6 税金・戸籍住民・国保年金

No.	<input type="checkbox"/> 区民の声の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨
(1)	<p><input type="checkbox"/> 住民税の支払い請求書が送られてき、オンラインのカード支払い（モバイルレジ）は30万円までだということ、出張所で聞いたところでは、窓口ではカード決済は出来ず、現金のみだという対応だった。ペイジーであれば、オンラインで銀行決済できるため、早期にペイジーの利用が出来るように要望する。</p> <p>■ 現在、30万円以上のご納付については、口座振替（自動払込）のみとなっている。高額のカッシュレス納付導入に関しては、検討を進めている。今後、キャッシュレス納付の拡大が実現する際には、区ホームページ等でお知らせする。</p>
(2)	<p><input type="checkbox"/> 寄附金控除の内、昨年寄附した某団体への寄附が区税では控除対象とならないとのこと、追徴されるとのことだった。国や東京都では控除されるが大田区では控除されないとのこと、控除対象とされることを要望する。</p> <p>■ 大田区が条例で指定する寄附金の対象団体は、「所得税の控除対象寄附金のうち、区内に主たる事務所または事業所を有する法人または団体」。</p> <p>寄附された団体は区内に主たる事務所または事業所を有しないため、寄附金税額控除の対象外となる。</p>

## 7

## 議会・選挙

No.	□ 区民の声の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨
(1)	<p>□選挙のご案内に記載されていた日を過ぎても、自宅に選挙公報が配達されなかった。期日までに配達されないのなら、選挙公報の配布はやめて、各自、公的機関へ取りに行くか、インターネットで閲覧するようにしたらどうか。</p> <p>■選挙公報はポスティングにより各戸配布している。委託業者への指導を改めて徹底し、ご自宅に委託業者が遅滞なく配達するようにする。</p>

## 専門相談

広聴広報課の職員が受ける相談のほかに、区では日常生活で直面する諸問題を解決するため、専門知識を持った経験豊かな相談員が定期的に相談を受けています。

令和5年度の専門相談の利用実績は次のとおりです。

法律相談 [予約制]

3,082 件

相談員：弁護士

相談内容：借地・借家・相続・離婚・金銭問題等の日常生活に関する法律相談

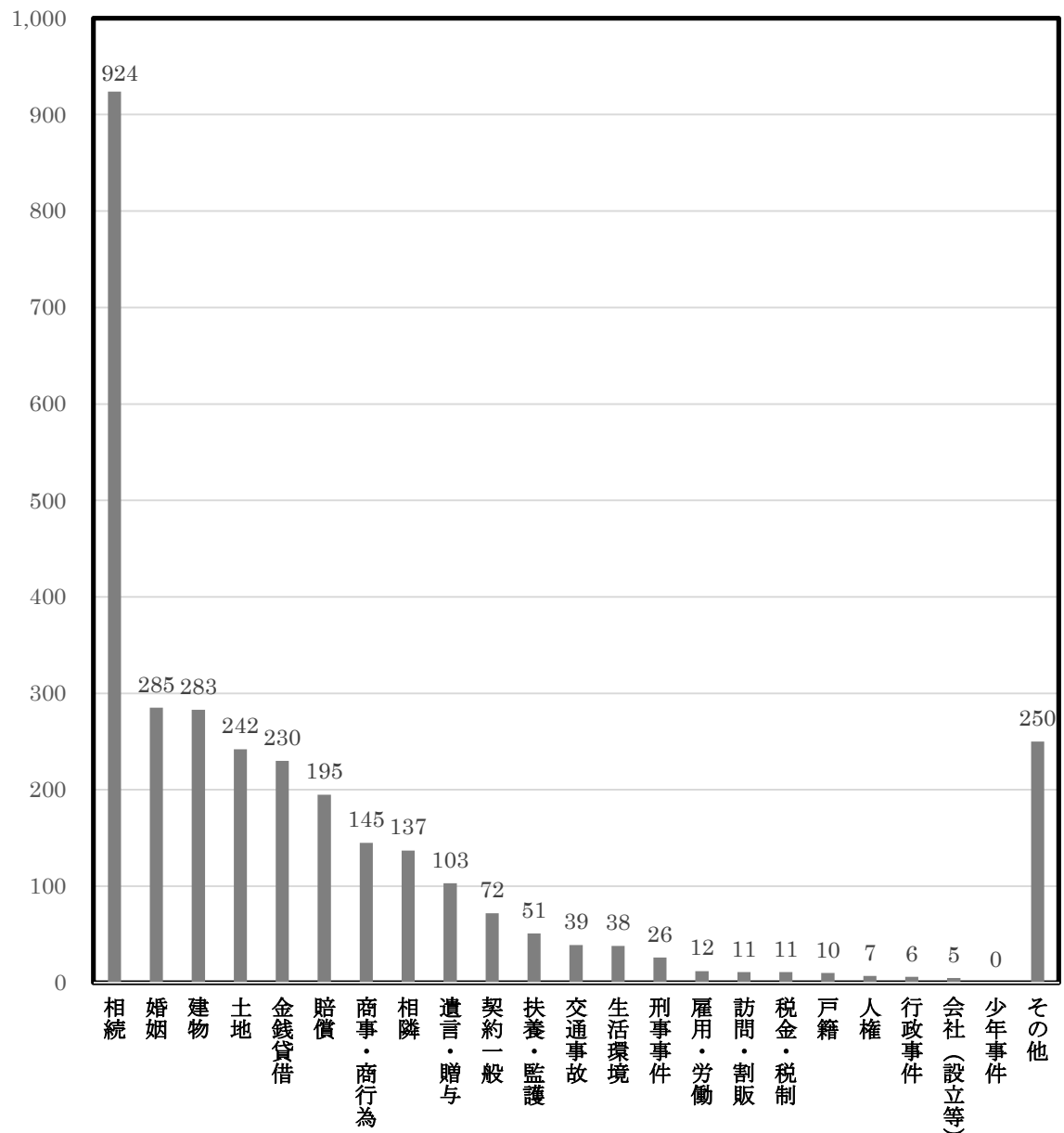
受付日時：毎週月・水・金曜日 午後1時30分～3時10分

予約先：広聴広報課広聴担当 電話 03-5744-1135

場所：区民相談室

法律相談 - 相談内容内訳 -

(単位：件)





<b>不動産取引相談</b>	<b>159 件</b>
相談員：宅地建物取引士	
相談内容：不動産取引一般に関すること	
受付日時：毎月第1・3木曜日 午後1時～3時	場所：区民相談室
<b>登記相談[予約制]</b>	<b>167 件</b>
相談員：司法書士	
相談内容：不動産、会社等の登記・申請に関する相談	
受付日時：毎月第3火曜日 午後1時～3時30分	場所：区民相談室
※令和5年度より予約制に移行しております。	
予約先：広聴広報課広聴担当 電話 03-5744-1135	
<b>公証相談</b>	<b>52 件</b>
相談員：公証人	
相談内容：遺言、相続、金銭貸借等の証書作成、文書の認証、確定日付に関する相談	
受付日時：毎月第1火曜日 午後1時～3時	場所：区民相談室
<b>人権・身の上相談</b>	<b>31 件</b>
相談員：人権擁護委員	
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p>人権擁護委員は、法務大臣が民間の有識者の中から委嘱し、国民に保障されている基本的人権を擁護するとともに自由人権思想の普及と高揚に努めることを使命としています。</p> </div>	
相談内容：人権を侵害されたり、家庭内や近隣のお付き合いの中での悩みごと等	
<b>税務相談 [予約制]</b>	<b>199 件</b>
相談員：税理士	
相談内容：所得税、相続税等の税金に関する相談（確定申告の相談は除く）	
受付日時：毎月第2木曜日 午後1時～3時30分	
予約先：広聴広報課広聴担当 電話 03-5744-1135	場所：区民相談室
※令和6年度より毎月第2・4木曜日に実施しております。	
<b>健康相談(一般・メンタルヘルス) [予約制]</b>	<b>118 件</b>
相談員：産業医の資格を持つ医師・産業保健師	
相談内容：自分又は家族の健康に関すること	
受付日時：毎週木曜日（メンタルヘルスは月1回）午後1時～予約者の相談終了まで（未実施日有）	
予約先：大田地域産業保健センター 電話 03-3772-2402	場所：区民相談室
<b>行政相談</b>	<b>10 件</b>
相談員：行政相談委員	
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p>行政相談委員は、総務大臣が民間の有識者の中から委嘱し、国等の行政の仕事についての意見・要望・苦情を受けて、公平・中立な立場から必要な斡旋を行い、行政運営の改善に役立てることを使命としています。区には9名の委員がいます。（令和6年4月1日現在）</p> </div>	
相談内容：国等の行政全般に関する要望、意見、苦情等	
受付日時：毎月第1・3火曜日 午後1時～3時（受付時間）	場所：区役所1階 南ロビー
（特設：毎月第2水曜日 午後1時30分～3時30分（受付時間）	アトレ大森5階）

相談員：社会保険労務士

相談内容：健康保険、厚生年金保険、労災保険、雇用保険等の社会・労働保険及び労務管理に関する相談

受付日時：毎月第1・3火曜日 午後1時～3時30分

場所：区民相談室

## 区民と区長との懇談会

「区民と区長との懇談会」は、区民の声を区長が直接お聴きし、これからの区政運営に役立てることを目的としています。より多くの区民と意見交換をさせていただくため、各回でテーマを設定して実施しています。いただいた意見・質問に対しては、区長と区側出席者が直接お答えしています。

令和2年度から令和4年度は、新型コロナウイルス感染状況を考慮し、また令和5年度は、開催日程等の調整がつかず実施を見送りました。

令和元年度以前の2年間の実施状況については、以下のとおりです。

### ◆令和元年度

＜テーマ＞ 高校生から見た大田区～地域活動に参加して感じたこと～  
実施年月日 令和元年12月20日（金）  
会 場 大田区役所本庁舎 11階第五・第六委員会室  
参 加 者 16名（東京実業高等学校生徒、学校関係者、地域関係者）

### ◆平成30年度

＜テーマ＞ 大田区でのこれからのものづくり  
実施年月日 平成30年11月9日（金）  
会 場 大田区役所本庁舎 2階201・202会議室  
参 加 者 15名（一般社団法人大田工業連合会青年部連絡協議会）

＜テーマ＞ 高校生から見た大田区～地域活動に参加して感じたこと～  
実施年月日 平成31年2月4日（月）  
会 場 東京都立美原高等学校 1階会議室  
参 加 者 16名（東京都立美原高等学校生徒、学校関係者、地域関係者）

# 区民意見公募手続 (パブリックコメント)

区民意見公募手続(パブリックコメント)は、計画等の策定にあたり区民意見の反映に努めるとともに、その結果を区民等に説明する責任を果たすことにより、区の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって開かれた区政の実現を目指すことを目的とするものです。

区では平成20年4月から実施しています。

提出された意見や提案は、それに対する区の考え方を決定した計画等と併せて公表します。

## 概要

### ◎実施機関

区長及び教育委員会が実施します。

### ◎対象となる計画等

- ・ 区の総合的な施策に関する計画等の策定及び重要な改定
- ・ 各行政分野の施策の基本方針又は基本計画の策定及び重要な改定
- ・ 区政運営に関する基本的な方針等を定めることを内容とする条例の制定、改正及び廃止
- ・ その他実施機関が必要と認める計画等

### ◎計画案等の公表と意見募集

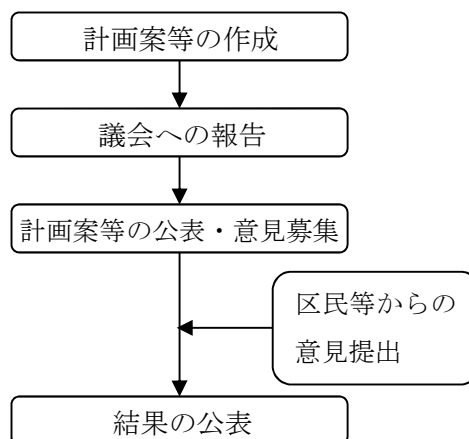
計画案は、担当課窓口、区政情報コーナー、区ホームページ等で公表し、区民等から意見を募集します。募集期間は、公表した日からおおむね3週間とし、担当課への持参、郵便、ファクシミリ、電子メールにより提出することができます。

### ◎計画等の決定と公表

実施機関は、提出された意見を十分考慮して計画等を定めることとし、計画等を定めた場合は、提出された意見の要旨とその意見に対する区の考え方を公表します。

### ◎議会への報告

実施機関が計画案の公表をしようとするときは、公表をする前の適切な時期に報告します。



令和5年度 区民意見公募手続（パブリックコメント）実施状況

	案 件 名	意見募集期間	提出者数	意見件数
1	大田区交通政策基本計画 中間見直し（素案）	令和5年10月5日から 令和5年10月25日まで	14	33
2	大田区産業振興ビジョン（素案）	令和5年11月21日から 令和5年12月12日まで	14	21
3	大田区地域福祉計画（素案）	令和5年12月7日から 令和5年12月27日まで	7	34
4	おおた高齢者施策推進プラン（大田区高齢福祉計画・第9期大田区介護保険事業計画）素案	令和5年12月7日から 令和5年12月27日まで	9	44
5	おおた障がい施策推進プラン（素案）	令和5年12月7日から 令和5年12月27日まで	34	88
6	大田区国民健康保険第3期データヘルス計画（素案）	令和5年12月18日から 令和6年1月10日まで	0	0
7	大田区地域防災計画（令和6年修正）素案	令和5年12月21日から 令和6年1月12日まで	2	4
8	大田区基本構想（素案）	令和5年12月26日から 令和6年1月15日まで	64	133
9	「国際都市おおた」多文化共生推進プラン（素案）	令和6年1月16日から 令和6年2月6日まで	10	29
10	（仮称）おおた教育ビジョン（素案）	令和6年1月16日から 令和6年2月5日まで	18	47
11	令和6年度大田区食品衛生監視指導計画（案）	令和6年2月1日から 令和6年2月21日まで	0	0
総 計			172	433

## 大田区政に関する世論調査

大田区政の各行政分野における区民の意向・要望・生活実態を把握するとともに、今後の区政運営や施策立案の基礎資料とするため、「大田区政に関する世論調査」を隔年で実施しています。

平成30年度まで毎年実施していましたが、現在は隔年の実施としております。

令和5年度以前の3回の実施結果は以下のとおりです。

### ◆令和5年度

調査対象	大田区内に在住する満18歳以上の男女個人（外国人を含む）
標本数	4,000人
調査方法	郵送調査
調査期間	令和5年5月31日（水）から6月19日（月）まで
回収数	2,021人（電子申請での回答含む）
回収率	50.5%

### ◆令和3年度

調査対象	大田区内に在住する満18歳以上の男女個人（外国人を含む）
標本数	4,000人
調査方法	郵送調査
調査期間	令和3年7月14日（水）から8月2日（月）まで
回収数	2,287人（電子申請での回答含む）
回収率	57.2%

### ◆平成30年度

調査対象	大田区内に在住する満18歳以上の男女個人（外国人を含む）
標本数	2,000人
調査方法	郵送調査
調査期間	平成30年7月12日（木）から7月31日（火）まで
回収数	1,076人（電子申請での回答含む）
回収率	53.8%

## わたしの提案（区民提案制度）

「わたしの提案」は、区民から区政に対する提案をいただき、区の施策の運営や業務の見直し等の参考として活用させていただく制度で、平成 27 年 2 月から実施しています。

受理された提案に対しては、提案の要旨及びそれに対する区の調査検討結果を公表します。

---

### 概要

#### ◎提案できる方

大田区内在住・在勤・在学の方（ただし、大田区議会議員、大田区職員を除く）

#### ◎提案の内容

以下のいずれかに該当する、創意工夫に基づく建設的な内容

- ・区民の福祉が増大すること
- ・行政のサービス水準が向上すること
- ・公益上有効であること

#### ◎提案の方法

- ・「わたしの提案用紙」により、郵送又は持参  
（提案用紙は広聴広報課広聴担当、各特別出張所、各図書館に設置）
- ・区ホームページの専用入力フォームから送信

#### ◎提案の公表

提案内容及び調査検討結果の要旨は、広く区民へお知らせするため、個人が特定できない形で、区ホームページ等に掲載する場合があります。

※個別回答はいたしません。

### 令和 5 年度実施状況

受付件数 53 件

受理件数 0 件

（注釈）調査検討の対象としなかった提案は、意見・要望として取扱いました。

# 区政情報コーナー

区政情報コーナーは、区民への区政等の情報提供の場として開設しています。大田区（一部、東京都を含む）が発行、作成した調査報告書や事業概要、各種刊行物、ビデオ等区政に関する資料の閲覧、貸出、販売、コピーサービス（有料）を行っています。

## 場所及び利用時間

場 所：大田区役所本庁舎 2階

利用時間：月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時（休日、年末年始は休み）

《区政情報コーナー入口》



《区政情報コーナー内》



## 利用状況

### 1 年度別利用者数

年度	開室日数	利用者数	1日平均利用者数
令和5年度	242日	13,081人	54.0人
令和4年度	243日	12,807人	52.7人
令和3年度	242日	12,087人	49.9人

### 2 令和5年度 月別利用者数及び図書貸出件数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
利用者数	1,005人	867人	997人	1,103人	1,219人	1,129人
図書貸出人数 及び冊数	5人 10冊	3人 14冊	5人 9冊	6人 11冊	2人 3冊	1人 3冊

月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
利用者数	1,155人	1,140人	916人	947人	1,111人	1,492人
図書貸出人数 及び冊数	2人 2冊	1人 1冊	3人 5冊	4人 8冊	5人 15冊	3人 4冊



◇令和5年度 主な貸出区政資料 ◇

タイトル
特別展図録 まちがやって来たー大正・昭和大田区のまちづくりー
大田区各会計予算事項別明細書 令和5年度(2023年)
大田区の文化財 第24集 地図でみる大田区(1)
大田区の文化財 第25集 地図でみる大田区(2)
令和3年(2021年)大田区各会計歳入歳出決算書

3 保管資料数

10,647冊(令和6年8月1日現在)

有償頒布物販売実績 令和5年度販売合計 1,209部 602,000円

◇令和5年度 有償頒布物 年間販売数 トップ5◇

順位	タイトル	販売部数
1	川瀬巴水 2024年カレンダー	95部
2	大田区地域地区図(令和4年3月作成)	29部
3	大田区都市計画施設図(令和5年3月作成)	23部
4	馬込文士村ガイドブック(改訂版)	11部
4	大田区地域地区図(令和5年11月作成)	11部
5	おおた歴史探検	8部
5	馬込文士村散策マップ	8部
5	大田区海苔物語	8部

◇令和5年度 はねぴょんグッズ 年間販売数 トップ5◇

順位	タイトル	販売部数
1	ピンバッチ	222個
2	黒湯	116個
3	ネクストラップ(青)	100個
4	アクリルキーホルダー(飛行機)	77個
5	ぬいぐるみストラップ	60個



# 区民の声

— 広聴・相談 1 年の記録 —

No.71

(令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月)

令和 6 年 9 月発行

**編集・発行 大田区企画経営部広聴広報課**

〒144-8621 大田区蒲田五丁目 13 番 14 号

電話 5744-1135 FAX 5744-1504



大田区公式PRキャラクター

はねぴょん